

議案第 4 7 号

介護保険法に基づき指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営
に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定する
ことについて

介護保険法に基づき指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基
準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治
法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議
決を求める。

平成 3 1 年 2 月 2 6 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、
所要の改正を行うため。

介護保険法に基づき指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営
に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

介護保険法に基づき指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年石岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

題名中「介護保険法に基づき」を「石岡市」に改める。

第3条第3項中「指定居宅介護支援事業者」の次に「（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）」を、「指定居宅サービス等」の次に「（法第8条第24項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）」を加え、「居宅サービス事業者」を「指定居宅サービス事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。）等」に改め、同条第4項中「介護保険施設」の次に「、**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者**」を加える。

第5条を次のように改める。

（介護支援専門員の員数）

第5条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるものを置かなければならない。

2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。

第6条第2項中「介護支援専門員」を「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員」に改める。

第7条第2項中「作成されるものである」を「作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条第5項中「第3項に規定する」を「前項の」に改め、同項を

同条第7項とし、同項の前に次の1項を加える。

6 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

第7条中第4項を第5項とし、同条第3項中「交付に代えて」の次に「、第6項で定めるところにより」を加え、同項を同条第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第12条中「監督」を「指導」に改める。

第16条第2号中「当たっては」の次に「、懇切丁寧に行うことを旨とし」を加え、「適切に」を「理解しやすいように」に改め、同条第9号中「サービス担当者会議」の次に「（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）」を加え、「ただし、」の次に「利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他の」を加える。

第16条中第27号を第30号とし、第20号から第26号までを3号ずつ繰り下げ、第23号の前に次の1号を加える。

(22) 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

第16条中第19号を第21号とし、**同号**の前に次の1号を加える。

(20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

第16条中第18号を第19号とし、第14号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

第32条中「前2章」を「第2章及び第3章（第29条第6項及び第7項を除く。）」に、「第20条」とあるのは「第32条において準用する第20条」を「第21条」とあるのは「第33条において準用する第21条」に改め、同条を第33条とする。

第31条第2項第3号を次のように改める。

(3) 第19条の規定による市町村への通知に係る記録

第31条を第32条とし、第30条を第31条とし、第29条を第30条とし、第30条の前に次の1条を加える。

（苦情処理）

第29条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第6項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情の処理の体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め

又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法第41条第1項の指定居宅サービス又は法第42条の2第1項の指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

第28条を削り、第27条を第28条とし、第19条から第26条までを1条ずつ繰り下げ、第20条の前に次の1条を加える。

(利用者に関する市町村への通知)

第19条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

第18条を削り、第17条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第17条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村（法第41条第10項の規定により同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から平成33年3月31日までの間は、改正後の第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第6条第1項に規定する管理者とすることができる。